

野辺地町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の 人件費率
令和6年度	人 11,855	千円 8,615,146	千円 114,560	千円 1,095,415	% 12.7	% 11.9

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

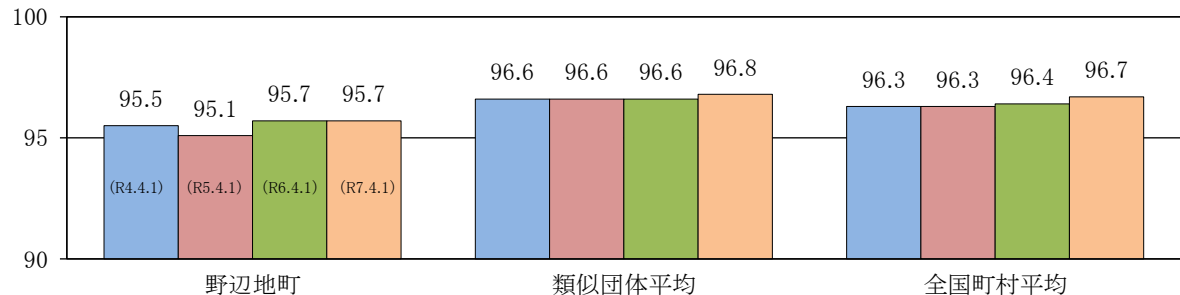
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6年度	人 107	千円 407,693	千円 43,017	千円 160,268	千円 610,978	千円 5,710	千円 5,921

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

3 ラスパイレス指数の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

(4) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

①給料表の見直し

[**実施** 未実施]

(給料表の改定実施時期) 令和7年4月1日

(内容) 行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から6級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の引上げを実施。(国の7級以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の重なりは実施していない。)

②地域手当の見直し

支給対象者なし

③その他の見直し

扶養手当、通勤手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(令和7年4月1日)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
野辺地町	39.5歳	304,500円	333,785円	324,947円
青森県	42.5歳	321,300円	384,183円	349,835円
国	41.9歳	332,237円	—	414,480円
類似団体	42.0歳	320,372円	372,776円	348,009円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
野辺地町	48.8歳	5人	330,400円	350,720円	357,870円	—	—	—	—
うち用務員	56.5歳	3人	357,600円	377,600円	384,016円	他に分類されな い運搬・清掃・ 包装等従事者	49.3歳	215,100円	1.76
うち運転手	37.3歳	2人	289,800円	310,600円	318,850円	乗用自動車運転 者	56.4歳	215,700円	1.44
青森県	54.1歳	211人	305,500円	—	321,950円	—	—	—	—
国	51.3歳	1,703人	294,567円	—	337,907円	—	—	—	—
類似団体	50.2歳	5人	292,938円	319,896円	306,137円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民 間 (D)	C/D
野辺地町	—	—	—
うち用務員	6,283,600円	2,986,400円	2.10
うち運転手	5,145,800円	2,674,300円	1.92

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（令和4年度～令和6年度の3ヵ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		野辺地町	青森県	国
一般行政職	大学卒	225,600円	225,600円	220,000円
	高校卒	194,500円	194,500円	188,000円
技能労務職	高校卒	192,500円	192,500円	—
	中学卒	—	192,500円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和7年4月1日現在）

区 分		経験年数 10年以上20年未満	経験年数 20年以上30年未満	経験年数 30年以上
一般行政職	大学卒	298,365円	335,780円	407,400円
	高校卒	262,975円	*	377,482円
技能労務職	大学卒	—	*	—
	高校卒	*	*	*
	中学卒	—	—	—

(注) 個人情報保護の観点から対象となる職員数が3人以下の場合は「*」としている。

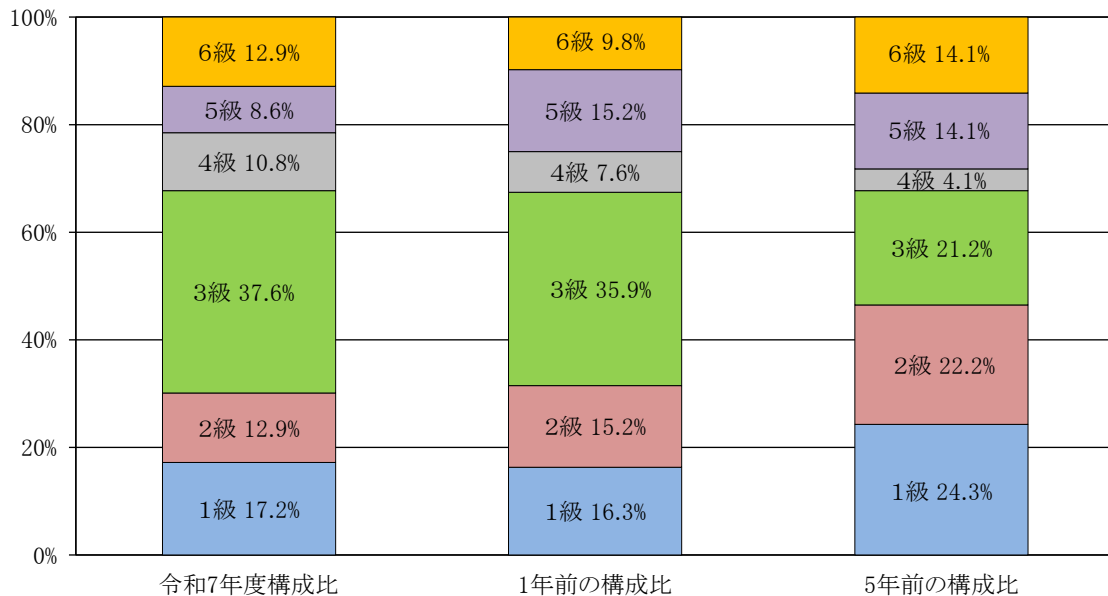
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1級	主事	16人	17.2%	183,500円	258,100円
2級	主査	12人	12.9%	230,000円	308,500円
3級	主幹、総括主査	35人	37.6%	265,300円	354,700円
4級	総括主幹	10人	10.8%	298,800円	389,300円
5級	課長補佐	8人	8.6%	321,300円	398,200円
6級	課長、事務局長	12人	12.9%	355,200円	415,700円

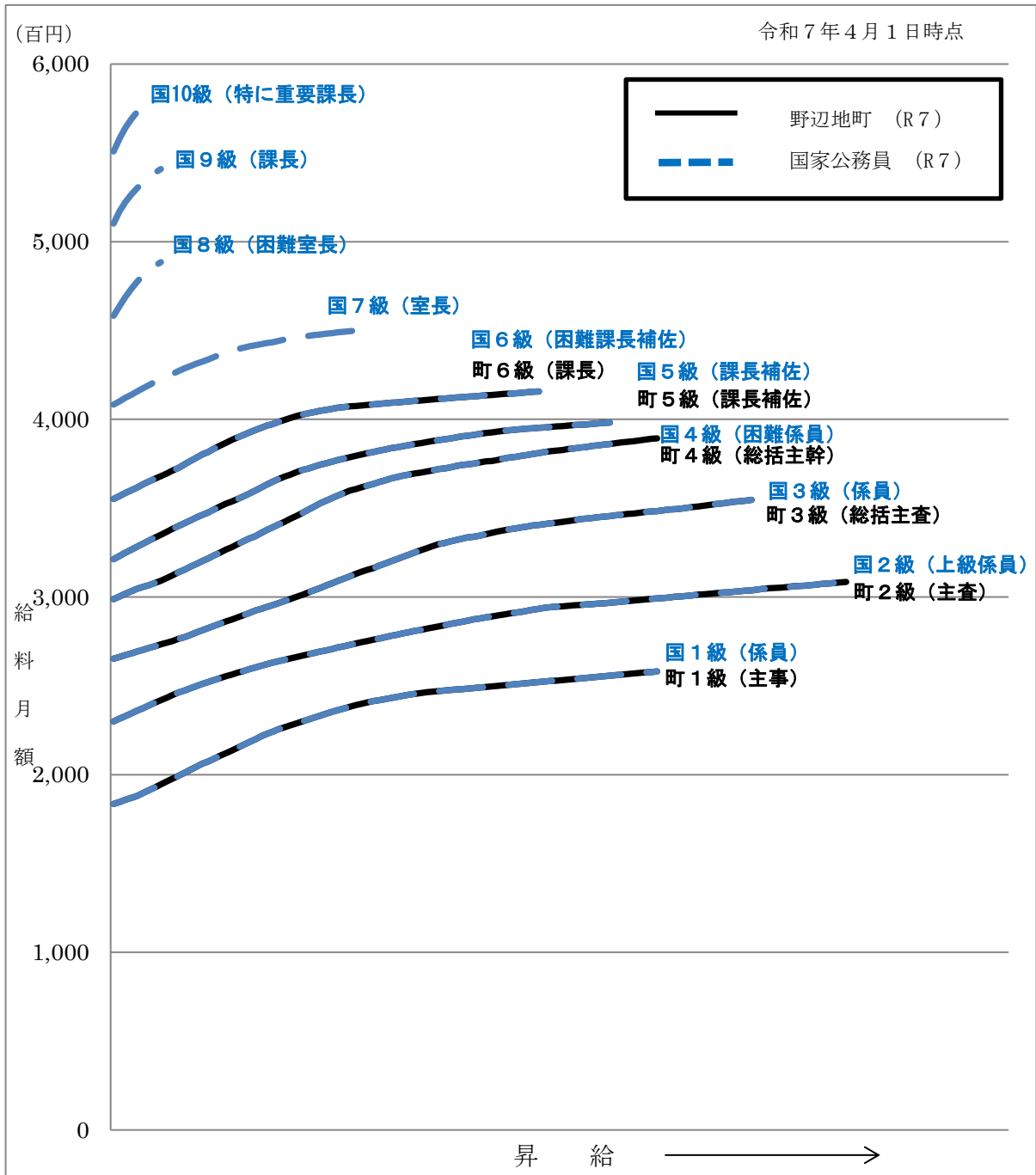
(注) 1 野辺地町職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成28年度から、課長職は5・6級を6級に、課長補佐職は4級を5級に変更している。

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（野辺地町）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				○
標準の区分のみ（一律）	/		/	
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

野辺地町	青森県	国
1人あたり平均支給額 (令和6年度) 1,549千円	1人あたり平均支給額 (令和6年度) 1,776千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.05月分 (1.400)月分 (1.000)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.05月分 (1.400)月分 (1.000)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 (1.400)月分 (1.000)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) () 内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（野辺地町）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率				○
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）	/		/	
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

野辺地町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
(退職時特別昇給)	無				
一人当たり平均支給額	自己都合・定年 11,703千円				

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給対象者なし

(4) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）				2千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）				800円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）				1.6%
手当の種類（手当数）				3
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（令和6年度決算）	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業手当	一般職	防疫作業	－千円	従事した日、日額1,000円
死体処理手当	一般職	死体処理作業	－千円	1体につき1,000円
犬又は猫等の死骸処理手当	一般職	死骸処理作業	2千円	1件につき200円

(注) 町税事務手当は、令和3年3月31日で廃止となっている。

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	21,805千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	196千円
支給実績（令和5年度決算）	24,462千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	240千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) 寒冷地手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績 (令和6年度決算)		7,353 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)		65 千円
支給対象地域	世帯主等の区分	支給額 (月額)
野辺地町	世帯主である職員 (扶養親族有)	19,800 円
	世帯主である職員 (扶養親族無)	11,400 円
	その他の職員	8,200 円
国とは異なる制度がある場合はその内容と、国の制度を上回る場合はその理由	なし	

(7) その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員一人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	父母等 6,500 円	同	-	8,459 千円	179,979 円
	配偶者 3,000 円				
	子 11,500 円				
	15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子に加算となる額 5,000 円				
住居手当	借家、間借 限度額27,000円	異	支給額	5,196 千円	288,643 円
通勤手当	交通機関利用者 運賃相当額 限度額150,000円	異	支給額	3,412 千円	85,288 円
	交通用具利用者 2,000円 ~31,600円				
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が、臨時又は緊急の必要等により休日等に勤務した場合に支給 2,000円~9,000円	異	支給区分 支給額	33 千円	3,000 円
休日勤務手当	1時間当たりの支給額×135/100	同	-	588 千円	20,992 円
管理職手当	管理職にある者に支給 30,000円~51,900円	異	支給区分 支給額	6,023 千円	501,900 円

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	町 長	725,000 円 (円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 855,000 円 / 382,500 円	
	副 町 長	571,000 円 (円)	680,000 円 / 430,400 円	
報 酬	議 長	286,000 円 (円)	408,000 円 / 230,000 円	
	副 議 長	236,000 円 (円)	342,000 円 / 180,000 円	
	議 員	228,000 円 (円)	323,000 円 / 157,000 円	
期 末 手 当	町 長 副 町 長	(令和6年度支給割合) 3.40 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(令和6年度支給割合) 3.40 月分		
退 職 手 当	町 長	(算定方式)	(1期の手当)	(支給時期)
	副 町 長	給料月額×月数×45.5/100	1,583 万円	任期毎
	備 考	給料月額×月数×26.5/100	726 万円	任期毎

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

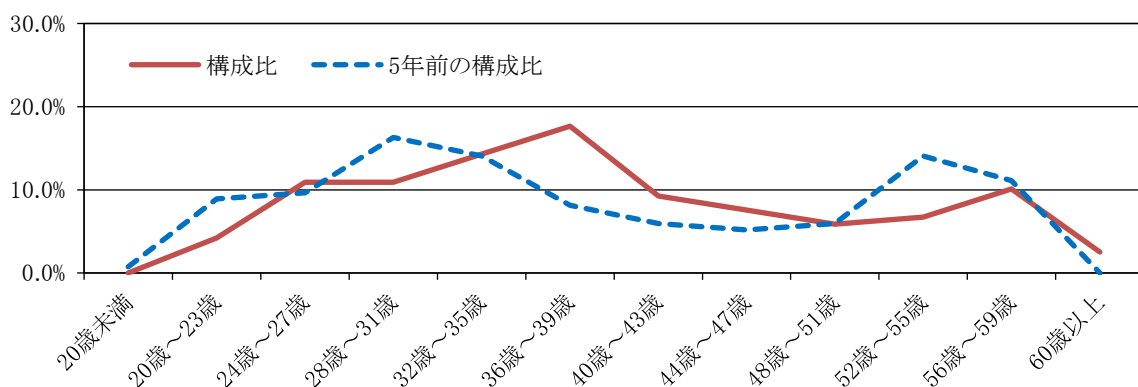
(各4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
			令和6年	令和7年		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	2	2	0	
		総 務	34	35	1	人事異動による増
		税 務	8	6	▲2	人事異動による減
		農林水産	6	5	▲1	人事異動による減
		商 工	4	4	0	
		土 木	8	8	0	
		民 生	10	12	2	人事異動による増
		衛 生	11	10	▲1	人事異動による減
	計	83	82	▲1	(参考) 人口1万人当たりの職員数 69.17人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 90.31人)	
	教育部門	24	23	▲1	人事異動による減	
	消防部門	0	0	0		
	小 計	107	105	▲2	(参考) 人口1万人当たりの職員数 88.57人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 109.63人)	
公営企業等	会計部門	水 道	5	5	0	
		そ の 他	10	9	▲1	人事異動による減
		小 計	15	14	▲1	
合 計			122 [140]	119 [140]	▲3	(参考) 人口1万人当たりの職員数 100.38人

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数(人)	0	5	13	13	17	21	11	9	7	8	12	3	119

(3) 職員数の推移

部門別 \ 年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	93	90	87	86	83	82	▲11 (▲13.4%)
教育	24	24	23	22	24	23	▲1 (▲4.3%)
普通会計	117	114	110	108	107	105	▲12 (▲11.4%)
公営企業等会計	18	16	15	16	15	14	▲4 (▲28.6%)
総合計	135	130	125	124	122	119	▲16 (▲13.4%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数（教育長を除く）。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考)令和5年度の総費 用に占める職員給与費 比率
令和6 年度	238,638千円	△71千円	42,365千円	17.8%	16.2%

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6 年度	6	21,359千円	3,111千円	8,625千円	33,095千円	5,516千円	6,316千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、令和7年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

なし

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
野辺地町水道事業	42.5歳	309,982円	459,649円
市町村平均（水道事業）	45.8歳	345,838円	524,813円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

野辺地町水道事業		市町村平均（水道事業）	
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,410千円		1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,593千円	
(令和6年度支給割合)		(令和6年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.50月分	2.05月分	—月分	—月分
(1.400)月分	(1.000)月分	—月分	—月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による 加算措置 役職加算 5~15%		職制上の段階、職務の級等による 加算措置	

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

野辺地町水道事業			市町村平均（水道事業）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	— 月分	— 月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075 月分	勤続25年	— 月分	— 月分
勤続35年	39.7575月分	47.709 月分	勤続35年	— 月分	— 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	— 月分	— 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)		応募認定・定年		
（退職時特別昇給	無)		（退職時特別昇給)		
1人当たり平均支給額	—千円	—千円	1人当たり平均支給額	—千円	7,848 千円

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給対象者なし

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		— 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		— 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）		— %		
手当の種類（手当数）		—		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（令和6年度決算）	左記職員に対する支給単価
—	—	—	—	—

（注）水道料金収納事務手当は、令和3年3月31日で廃止となっている。

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	665 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	133 千円
支給実績（令和5年度決算）	710 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	237 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員一人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	父母等 6,500円	同	-	960千円	320千円
	配偶者 3,000円				
	子 11,500円				
	15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子に加算となる額 5,000円				
住居手当	借家、間借 限度額27,000円	同	-	-	-
通勤手当	交通機関利用者 運賃相当額 限度額150,000円	同	-	96千円	32千円
	交通用具利用者 2,000円 ～31,600円				
管理職員 特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が、臨時又は緊急の必要等により休日等に勤務した場合に支給 2,000円～9,000円	同	-	*	*
休日勤務手当	1時間当たりの支給額×135/100	同	-	42千円	14千円
管理職手当	管理職にある者に支給 30,000円～40,000円	同	-	*	*
寒冷地手当	世帯主で扶養親族あり 19,800円	同	-	379千円	76千円
	世帯主で扶養親族なし 11,400円				
	その他の職員 8,200円				

(注) 個人情報保護の観点から、対象となる職員が1人の場合は「*」としている。